

PCB 特別措置法に基づく PCB 廃棄物の保管等の届出の 全国集計結果（令和 2 年度）について



ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB 廃棄物特別措置法)に基づき PCB 廃棄物を保管する事業者から都道府県等に対して届出された、2021 年 3 月 31 日現在の PCB 廃棄物の種類毎の保管量及び PCB 使用製品の種類毎の使用量が環境省において全国集計されました。

廃棄物の種類	保管量		
	高濃度	低濃度	濃度不明
変圧器	約 840 台	約 48,000 台	約 2,700 台
コンデンサー(3kg 以上)	約 18,000 台	約 18,000 台	約 2,200 台
安定器	約 150 万 個	約 44,000 個	約 38,000 個

廃棄物の種類	使用量		
	高濃度	低濃度	濃度不明
変圧器	約 82 台	約 36,000 台	約 3,900 台
コンデンサー(3kg 以上)	約 920 台	約 5,500 台	約 3,500 台
安定器	約 40,000 個	— 個	約 6,800 個

その他の廃棄物の種類については、環境省報道発表資料をご参照下さい。

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 [2022 年 3 月 29 日付 環境省報道発表資料](#)

環境リスク分析箇所 佐藤旭

